

# EGF協会マークの認定ガイドライン公開

## 日本EGF協会

日本EGF協会（大阪市中央区、☎06-6240-3259）は先月19日、同協会が認定発行するEGF協会マークの認定ガイドラインをHPで公開した。

認定マークは新化粧品素材としてのEGFの認知度が高まる中、粗悪品などの流通防止の一助として、2006年より同協会が認定発行しているもの。

同協会では、「多くの認定化粧品が誕生し、そのシェアの大きさをゆえに当協会の認定が、サイトカイン配合化粧品の品質の基準になっている。安全性や生理活性を担保するデータのないEGF原料および商品が国内に出回ったり、単に高配合濃度を謳う化粧品が販売されたりしているケースが増えてきている」とし、「悪質な業者の中には『EGF原液100%配合』などと、あたかも商品自体が100%EGFできているかのように装い、消費者に誤解を与えたり、当協会の認定濃度を勝手に解

釈し比較している業者も見受けられる。当協会の認定基準をご参考頂き、悪質な表現や広告に惑わされないようご注意くださいことから公表に至った」としている。

端的な例として「協会外の一部商品は濃度の高さを強調するが、実際には当協会では各サイトカインは濃度ではなく生物学的活性を配合することを最低基準とする」点。

一例としてはEGF配合美容液その他の基礎化粧品では商品1 mL (g) あたり100IU以上（たとえば1 mg1,000,000IU以上の凍結乾燥原料の場合は商品1 mL (g) あたり0.1 μg以上を配合すること。この場合、濃度として0.1PPM以上になる。

詳細は同協会HP <http://egf-association.jp/>

